

統計法に基づく統計調査のうち「一般統計調査」について

<p>統計法（平成 19 年法律第 53 号） 第 2 条第 4 項 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第五条第一項に規定する国勢統計 二 第六条第一項に規定する国民経済計算 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの <ul style="list-style-type: none"> イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計 ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計 ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計であること。 <p>第 2 条第 6 項 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう</p>	<p>統計法（平成 19 年法律第 53 号） 第 2 条第 7 項 この法律において「一般統計調査」とは、行政機関が行う統計調査のうち基幹統計調査以外のものをいう。</p> <p>第 19 条 行政機関の長は、一般統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>第 20 条 総務大臣は、前条第一項の承認の申請に係る一般統計調査が次に掲げる要件のすべてに適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 統計技術的に合理的かつ妥当なものであること。 二 行政機関が行う他の統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること。
---	---

基幹統計調査の数	一般統計調査の数
<p>5 1 (平成 28 年末現在)</p> <p>文部科学省 = 4 学校基本調査、学校保健統計調査、 学校教員統計調査、社会教育調査</p>	<p>2 5 8 (平成 28 年末現在で承認が有効となっている一般統計調査のうち、一回限り・不定期を除く定期的なもの)</p> <p>文部科学省 = 1 7 学校における教育の情報化の実態等に関する調査、21 世紀出生児縦断調査（平成 13 年出生児）、地方教育費調査、ポストドクター等の雇用・進路に関する調査、学校給食栄養報告、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査、大学・短期大学・高等専門学校におけるインターンシップ実施状況等調査、子供の学習費調査、民間企業の研究活動に関する調査、体育・スポーツ施設現況調査、大学等におけるフルタイム換算データに関する調査、学術情報基盤実態調査、学校給食実施状況等調査、体力・運動能力調査、宗教統計調査、大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職内定状況等調査、高等学校卒業（予定）者の就職（内定）状況に関する調査</p>

<基幹統計調査にのみ適用される主な規定>

報告義務

- ・基幹統計調査の報告（回答）を求められた者が、報告を拒んだり虚偽の報告をしたりすることを禁止（統計法第 13 条）、違反した者に対して、50 万円以下の罰金（同第 61 条）。

地方公共団体による事務の実施

- ・基幹統計調査事務の一部を法定受託事務として、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる（同第 16 条）。

<基幹／一般の両方に適用される主な規定>

守秘義務

- ・調査票情報等の取扱いに従事する国の行政機関の職員等は、業務に関して知り得た被調査者の秘密を漏らしてはならず（同第 41 条・第 43 条）、違反した者に対して、未遂も含めて 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金（同第 57 条）。

統計の公表

- ・統計を作成したときは、速やかにインターネットその他の適切な方法により公表しなければならない（同第 8 条・第 23 条）